

本日9月10日は屋外広告の日です

この機会に屋外広告物の自主的な安全点検や
ルールの確認にご協力をお願いします

広告物は安全ですか？

- ・お店や会社の広告物の安全は確保できていますか？
- ・長い間、屋外に掲出された広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。



広告物は劣化すると大変危険です！

- ・全ての広告物に管理責任者を設置し、点検・補修、その他必要な管理を行う必要があります。
- ・広告物による事故が発生した場合、お店や会社の信用を一瞬で失い、賠償責任を問われる場合があります。

詳しくは裏面をご確認ください

広告物を掲出するには許可が必要です！

- ・適用除外となる広告物を除き、景観や安全性の観点から、広告物の掲出には許可となります。(広告物の面積合計が7㎡以下の店舗などを除く)
- ・許可を受けずに掲出している広告物につきましては、右図の市ホームページで必要な手続きを確認し、すみやかに許可申請手続きを行っていただきますようご協力をお願いします。



茨木らしい魅力ある景観を形成するための**茨木市独自条例による**
ルールの運用が**令和7年1月1日**から始まります。
新しいルールについてもご確認ください。

茨木市屋外広告物

検索

広告物の掲出許可についてのお問合せ

茨木市 都市整備部 都市政策課
電話：072-620-1660

広告物の点検・補修についてのお問合せ

大阪屋外広告美術協同組合（大広協）
電話：06-6776-8108

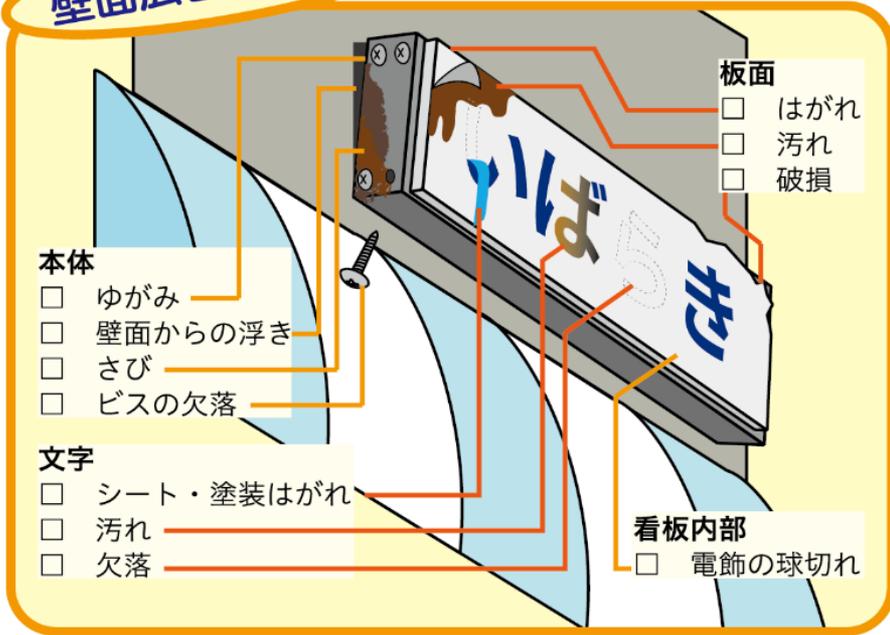
次なる
茨木へ。



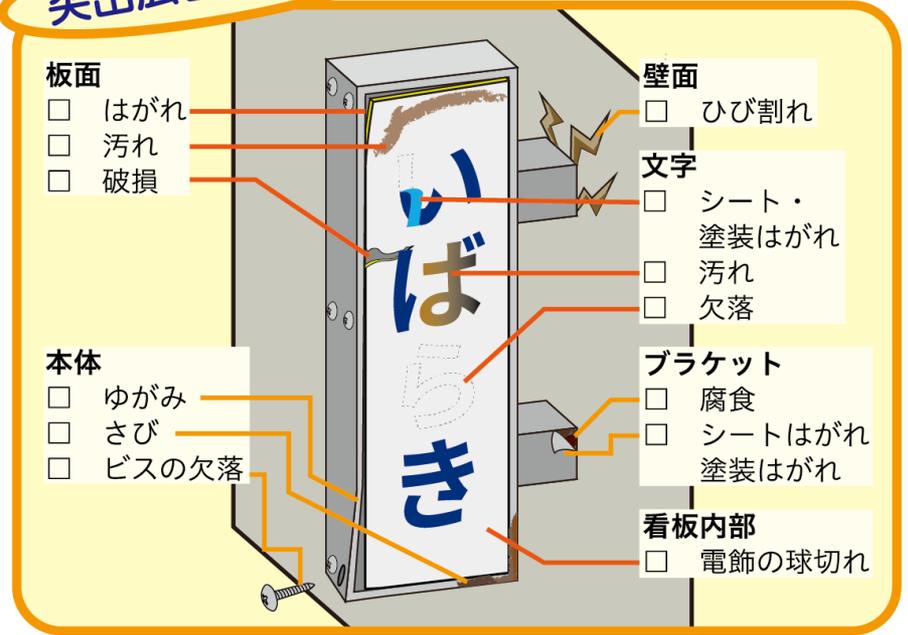
屋外広告物の安全点検のポイント

看板内部から錆びダレが流れ出ている場合は危険信号です。早めに専門業者にお問い合わせください。

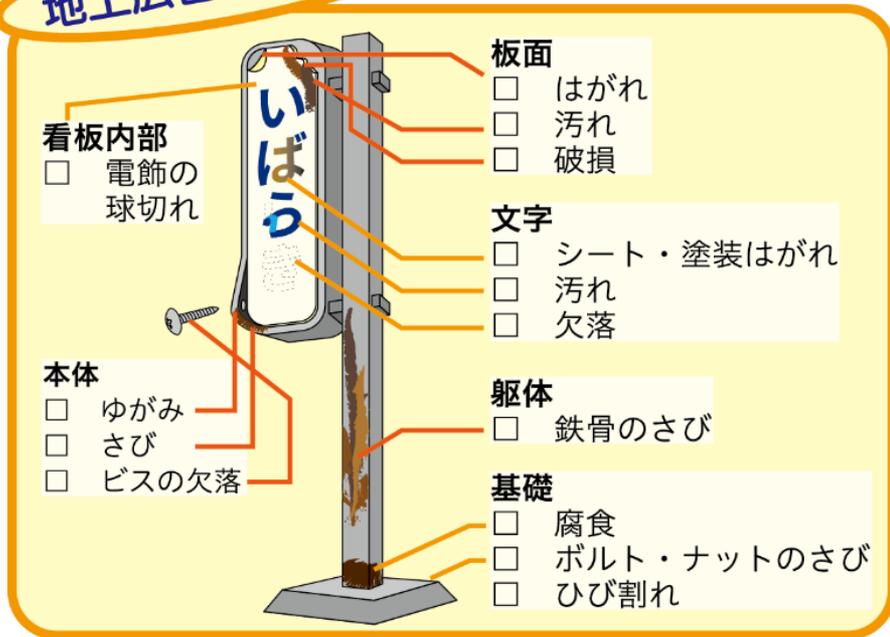
壁面広告物の場合



突出広告物の場合



地上広告物の場合



看板も設置後10年を経過すると、老朽化の予兆が見られはじめます。また、台風や地震の後も、問題が生じやすくなっています。

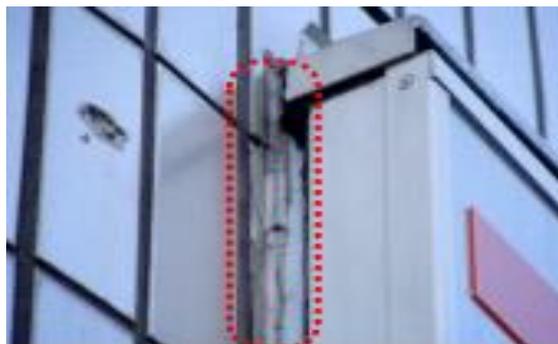
茨木市では、自主点検に加え、近接目視・打音検査などによる専門業者の安全点検を推奨しています。この機会に専門業者による点検をご検討ください。

危険箇所は速やかに補修・撤去等を行いましょ

～早めの行動が、看板を掲出する皆さんとまちの安全・安心につながります～



底部の腐食により、側板の破損・落下や表示面板脱落のおそれがあります。



壁面とのつなぎ目の劣化は、水の浸入による内部の腐食を招き、落下の要因となります。



支柱根元の腐食は、支柱根元付近からの転倒の要因となります。

広告主・屋外広告業を営む皆さま等へ

令和7年1月1日から、

茨木市の屋外広告物の ルールが変わります

現在、茨木市内の屋外広告物は、大阪府条例のルールに沿って掲出されていますが、茨木らしい魅力ある景観を形成するための茨木市独自条例によるルールの運用が令和7年1月1日から始まります。

屋外広告物を掲出する際には、原則として許可手続きが必要となりますので、新たなルールや配慮事項などについて裏面や市ホームページで確認をお願いします。

詳細は裏面を
ご覧ください

目指す広告景観：自然とまちに調和し 心づかいの感じられる広告景観づくり

茨木市は、やま半分・まち半分の地域特性や広域的な交通利便性を有し、落ち着いた自然とにぎわいのある都市的な要素による多様な景観を有していることが特徴です。

屋外広告物を掲出する際には、良好な景観を形成するために、自然とまちに調和したものとなるようにしましょう。

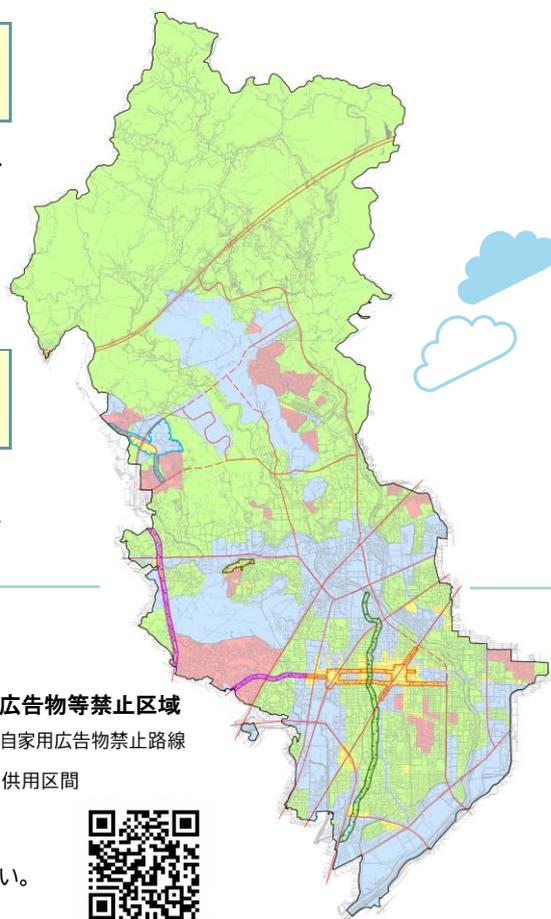
主な変更内容 ① 掲出できる広告物の基準を用途地域ごとに定め、非自家用広告物の掲出が制限される路線を拡充します。

屋外広告物を掲出する土地の用途に応じて3種類の区域に分け、それぞれに許可基準を設けます。なお、自然との調和の観点から国道171号以北の調整区域を規制が強い住宅系と同じ区分へ移行します。

また、非自家用広告物の掲出を禁止する路線を7路線から20路線に拡充します。

主な変更内容 ② 景観形成上重要な地区として位置づけられている地区において、事前協議制度を導入します。

茨木市景観計画における「景観形成地区」は特に良好な景観形成を図る必要がある地区であるため、同地区で広告物を新規で掲出・変更する場合は、市との事前協議が必要となります。



屋外広告物許可区域

- 禁止区域（低層住居専用地域等）
- 第1種許可区域（中高層住居専用地域、国道171号以北の市街化調整区域）
- 第2種許可区域（その他の用途地域）
- 第3種許可区域（商業系用途地域）

景観形成地区

- にぎわい景観形成地区
- 元茨木川緑地景観形成地区
- 彩都景観形成地区
- 歴史的景観形成地区
- 沿道景観形成地区

非自家用広告物等禁止区域

- 非自家用広告物禁止路線
- - - 未供用区間

対象地がどの区域に該当するかは、右図の地図情報サイト（都市計画情報）をご確認ください。（許可区域・非自家用広告物禁止路線については、夏頃に掲載予定です。）



主な変更内容 ③ 自然とまちとの調和に配慮した許可基準に変わります。また、景観形成地区においては上乘せ基準を設けます。

第2種許可区域においては次のような基準があります。

屋上広告物

縦幅は建物高さの5分の1以下
外壁の延長面からの突出禁止 など
（景観形成地区では1面当たり30㎡以下）

壁面広告物

表示面積は壁面の5分の1以下
縦幅は壁面高さの2分の1以下 など
（景観形成地区では1壁面当たり30㎡以下）

地上広告物

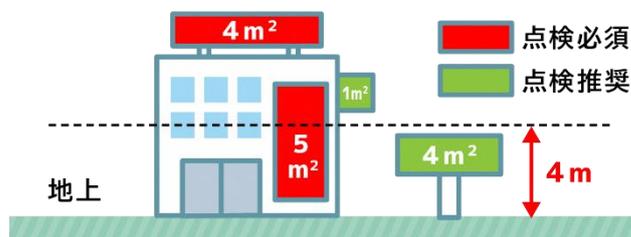
地上から最上端までの高さは15m以下
表示面積は30㎡以下（片面では15㎡以下） など

主な変更内容 ④ 安全点検を義務付ける広告物や報告書を作成できる資格が変わります。

公衆に対する危害を防止するため、安全点検を義務付ける広告物の対象を「地上から高さが4mを超え、表示面積が3㎡以上の広告物」に変更します。

これに当てはまらない広告物については義務ではありませんが、安全確保を促進するため、年1回を目安に安全点検をお願いします。

また、安全点検報告書を作成できる者の資格について、実務経験と広告物全般の知識の観点から「ネオン工事資格者」を除外し、「1級広告美術仕上げに係る技能検定合格者」を加えます。



上記の内容は、変更内容の一部です。区域や許可基準などの許可手続きに必要な内容については右図の市ホームページからご確認ください。

なお、新基準への改修等が困難な場合は、許可申請前に下記問い合わせ先までご相談ください。



また、屋外広告物の掲出に当たっての配慮事項や申請手続の流れ等をわかりやすく示したガイドラインを作成しました。許可申請を行う前には、必ずご一読ください。



茨木市内の

屋外広告物の除却・改修費用を補助します

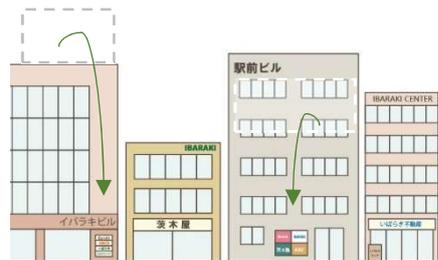
茨木市では茨木らしい魅力ある景観形成等を推進するため、令和6年3月に茨木市独自の屋外広告物条例・施行規則、ガイドラインを策定しました。令和7年1月以降は、広告物の新規・継続許可申請時には、原則、条例等の基準に適合していただく必要があるため、事業者の負担軽減を図り、条例への早期適合と広告景観の質の向上を促進することを目的に、広告物の除却・改修に係る費用の一部を補助します。

〔補助制度により目指す広告景観のイメージ〕

最大
100万円
補助
申請はお早めに



北摂山系への眺望の確保や山間部、田園景観の保全の推進



まちの品格や賑わい形成、連続性への配慮など居心地が良く、歩きたくなる景観の推進

補助対象・金額

※市条例・施行規則の基準・区域やガイドラインの内容は裏面をご覧ください。
※除却と改修は兼ねて申請することはできません。

(①市域全域では50万円、②中央通り、東西通りでは100万円が上限)

■ 広告物の除却

①市域全域

これまで掲出の許可(府条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物の除却・処分に要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
50万円

②中央通り、東西通り(景観重要道路)

エリアに存する広告物の除却・処分に要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
100万円

■ 広告物の改修

①市域全域

これまで掲出の許可(府条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物を、同基準・区域とガイドラインに適合するように改修(製作・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
50万円

②中央通り、東西通り(景観重要道路)

エリアに存する広告物を、ガイドラインに適合するように改修(製作・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
100万円

募集期間

令和6年7月から令和8年12月まで
※各年度の予算上限を超えた場合は受付を終了します。

先着で受け付けますので、申請される場合は、お早めをお願いします。

補助金の詳細はこちらをご覧ください



〔問い合わせ先〕 茨木市 都市整備部 都市政策課 (市役所南館5階)
電話：072-620-1660 (直通)、E-mail：toshi@city.ibaraki.lg.jp

次なる
茨木へ。

市条例・施行規則の基準・区域、ガイドラインの内容 (抜粋)

■ 市条例・施行規則の基準・区域

市条例の基準に適合しない場合には、除却・改修が必要となります。例えば、用途地域が住宅系の「第1種許可区域」には次のような基準があります。

次の地図に記載する20路線の両側100mの範囲は、「非自家用広告物等禁止区域」として、非自家用広告物は掲出できません。



屋上広告物

縦幅は建物高さの5分の1以下
外壁の延長面からの突出禁止 など
(景観形成地区では1面当たり30㎡以下)



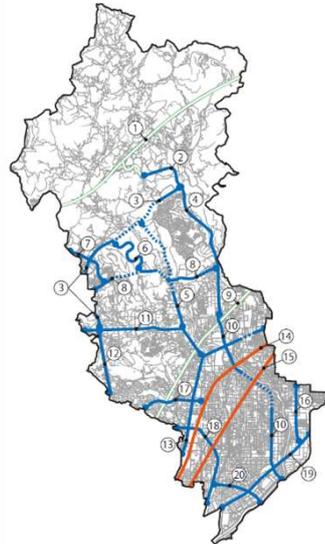
壁面広告物

表示面積は壁面の5分の1以下
縦幅は壁面高さの2分の1以下 など
(景観形成地区では1壁面当たり30㎡以下)



地上広告物

地上から最上端までの高さは10m以下
表示面積は20㎡以下(片面では10㎡以下) など



基準・区域等の詳細はこちらをご覧ください



■ ガイドラインの内容

ガイドラインは茨木市が目指す広告景観の方向性や広告物の具体的な配慮事項を示したものです。改修補助を受ける場合は、共通、種類別、地域別それぞれの配慮事項に適合いただく必要があります。



(内容例)

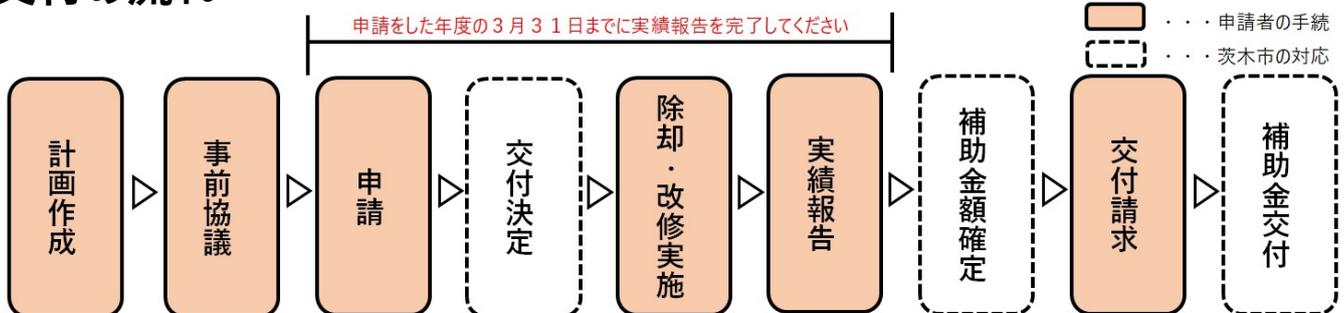
- 配置・配列を整理する (共通)
- 建物の低層部に掲出する (種類別・壁面広告物)
- まちなみに調和した色彩にする (地域別・第2種許可区域)



ガイドラインの詳細はこちらをご覧ください



交付の流れ



※除却・改修計画に変更が生じたときは、変更事前協議・変更申請を行ってください

※交付請求後、振り込みがされるまで、概ね1ヶ月程度の期間を要します



- Q1** 市条例で適合すべき基準は、どのように調べたらよいですか？
A1 はじめに地図情報サイト(市HP)で広告物が存する場所の用途地域・景観形成地区をご確認ください。次に用途地域・景観形成地区が含まれる許可区域の種類及びその基準をご確認ください。
- Q2** 申請に必要な書類はどちらにありますか。また、提出はどのように行ったらよいですか？
A2 チラシ表面の二次元コードから、必要な書類をご確認ください。提出は市HPのオンライン窓口または郵送・窓口持参をお願いします。

地図情報サイト(市HP)

許可区域別の基準

